

別紙4：監視計画

1. 監視の項目

監視する事項は、海洋投入処分の実績に関する事項と海域の状況に関する以下の事項とする。

- (1) 海洋投入処分の実績に関する事項
 - 1) 海洋投入処分をした一般水底土砂の数量
 - 2) 一般水底土砂の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況
 - 3) 各年次において実施したしゅんせつ範囲図及び試料採取位置図
- (2) 海域の状況

2. 監視の方法

(1) 海洋投入処分の実績に関する事項

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画は、「廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し必要な事項を定める件」（平成17年環境省告示第96号）に則り、検討した。その内容は下記のとおりである。（表1）

1) 海洋投入処分をした一般水底土砂の数量

しゅんせつ土砂運搬船の航行記録（海洋投入処分記録簿）、廃棄物処理記録簿、その他の海洋投入処分を記録した書類及び銚子海上保安部に提出する報告書をもとに、処分土量を算出する。

2) 一般水底土砂の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況

初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、法令で定める一般水底土砂の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況を確認する。なお、判定基準へ適合していることを確認した上で、当該水底土砂の海洋投入処分を実施する。

3) 各年次において実施したしゅんせつ範囲図及び試料採取位置図

各年次において実施したしゅんせつ範囲及び試料採取位置が分かる図面を作成する。

表 1 海洋投入処分の実績に関する事項の監視内容と監視方法

監視項目	監視方法
海洋投入処分をした一般水底土砂の数量	しゅんせつ土砂運搬船の航行記録（海洋投入処分記録簿）、廃棄物処理記録簿、その他の海洋投入処分を記録した書類及び銚子海上保安部に提出する報告書をもとに、処分土量を算出する。
法令で定める一般水底土砂の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況	初めて海洋投入処分しようとする水底土砂について、法令で定める一般水底土砂の海洋投入処分に係る判定基準への適合状況を確認する。
各年次において実施したしゅんせつ範囲図及び試料採取位置図	各年次において実施したしゅんせつ範囲及び試料採取位置が分かる図面を作成する。

(2) 海域の状況

初期的評価を実施する際に設定し、現況の把握を行った調査項目に関し、当該把握をした現況からの変化が生じているか否かについて、現況把握の際に用いた資料の継続的な収集、識者・専門家等への意見聴取及び漁業関係者等からの聴取により把握する。

ただし、海洋投入処分海域の水深は400m～700mと深いため底質調査は困難であることから、水質調査のみとする。主な監視内容と監視方法は表2に示す。

表 2 海域の状況に関する事項の監視内容と監視方法

監視項目	主な監視方法
海水の濁り (SS濃度)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域の1地点とする。
有害物質等による海水の汚れ (健康項目、ダイオキシン類、クロロホルム、 ホルムアルデヒド)	事前評価時と同様の現地調査による。 調査地点は、排出海域の1地点とする。
海底地形	既存資料調査による。
干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態 系の状態	既存資料調査による
重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海 洋生物の生育・生息にとって重要海域の状態	既存資料調査及び漁業者へのヒアリングによ る。
熱水生態系その他の特殊な生態系の状態	既存資料調査による。
海水浴場その他の海洋レクリエーションの場 としての利用状況	既存資料調査及び関係機関へのヒアリングによ る。
海域公園その他の自然環境の保全を目的とし て設定された区域の利用状況	
漁場の利用状況	
沿岸における主要な航路の利用状況	
海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘 削その他の海底の利用状況	

3. 監視の頻度

前述の1、2で示した海洋投入処分の実績に関する事項、海域の状況に関する事項の監視の頻度は下記に示すとおりである（表 3）。

(1) 海洋投入処分の実績に関する事項

1) 海洋投入処分をした廃棄物の数量

単位期間に1回の頻度で、当該単位期間に海洋投入処分した廃棄物の数量を2 (1) 1) によるところにより確認する。

2) 廃棄物の判定基準への適合状況

単位期間に1回の頻度で、海洋投入処分実施前に、判定基準への適合状況を2 (2) 2) に定めるところにより確認する。

また、判定基準への適合状況を確認した範囲であっても、船舶による事故（油等流出事故）、近隣地域における工場等の立地等、しゅんせつ範囲への新たな汚染が確認された場合は、その都度、判定基準への適合状況を確認する。

(2) 海域の状況

当該許可に基づく海洋投入処分による海域の状況の変化を総括的に把握する上で適切な時期である令和10年（最終年次終了時）に実施する。また、許可期間が3年を超えるので、総括的監視に加え中間的な監視を令和7年に実施する。

4. 監視結果の報告

廃棄物の排出海域の汚染状況の監視は、前項までに示した監視計画に基づき実施し、その監視結果については、速やかに環境大臣に報告する。

表 3 海洋投入処分の実績に関する事項、海域の状況に関する事項の監視頻度

監視項目		監視頻度
海洋投入処分の実績に関する事項	海洋投入処分をした一般水底土砂の数量	各単位期間に1回の頻度とする。
	一般水底土砂の判定基準への適合状況	
海域の状況に関する事項	海水の濁り	令和7年（中間）と令和10年（最終）の各年度に1回の頻度とする。
	有害物質等による海水の汚れ	
	底質の有機物質の量	
	有害物質等による底質の汚れ	
	海底地形	
	干潟、藻場、サンゴ群落その他の脆弱な生態系の状態	
	重要な生物種の産卵場又は生育場その他の海洋生物の生育・生息にとって重要海域の状態	
	熱水生態系その他の特殊な生態系の状態	
	海水浴場その他の海洋レクリエーションの場としての利用状況	
	海中公園その他の自然環境の保全を目的として設定された区域の利用状況	
	漁場の利用状況	
	沿岸における主要な航路の利用状況	
海底ケーブルの敷設、海底資源の探査又は掘削その他の海底の利用状況		